

## 【推薦入学者用】

介護福祉士養成施設が実施する学校推薦選考を受験される方へ

# 福島県介護福祉士 修学資金等貸付制度



この制度は、福祉・介護の現場で働く人材の確保・育成を目的としている修学資金の貸付事業のうち、入学前に経費の一部を貸し付ける制度です。

### 貸付対象者（裏面に詳細を記載しています）

- ①県内に住民登録している方で、介護福祉士養成施設に進学し、卒業後、県内において介護福祉士としての業務に従事しようとする方。
- ②貸付申請時に生活保護受給世帯又は市町村民税非課税世帯に属する方。
- ③在学する高等学校長の推薦を受け、県内外の養成施設が実施する推薦選考を受験し、合格した方。

### 貸付内容（裏面もご参考ください）

- ①学費について、修学期間にあわせて**月額5万円以内**
- ②さらに必要に応じて、入学準備金 **20万円以内**  
就職準備金 **20万円以内**
- ③修学期間中及び福祉施設等に就労中の貸付利息は、  
**全額無利子**

（実施機関・問い合わせ先）

社会福祉法人福島県社会福祉協議会 施設支援課

〒960-8141 福島市渡利字七社宮 111 ☎024-523-1256

ホームページ <https://fukushimakenshakyo.or.jp/>

各種貸付→「介護福祉士修学資金貸付事業のご案内」



2024.9.

## <介護福祉士修学資金等貸付事業詳細>

### 1. 目的

この制度は、介護福祉士又は社会福祉士の養成施設に在学し、介護福祉士又は社会福祉士の資格取得を目指す学生に対し、介護福祉士修学資金及び社会福祉士修学資金(以下「修学資金」という。)の貸付を行うことにより、県内の介護・福祉人材の育成及び確保を図ることを目的としています

### 2. 貸付対象者(次の要件を満たす方)

- (1) 学業成績が優秀であり、修学のための同種の資金を他から借り受けていない方。  
(日本学生支援機構の奨学金及び日本政策金融公庫の教育支援資金を除く)
- (2) 貸付申請時に生活保護受給世帯又は市町村民税非課税世帯に属する方。
- (3) 在学する高等学校校長の推薦を受け、指定介護福祉士養成施設が実施する推薦選考を受験し、合格した方。
- (4) 合格後、県社協会長が別に定める日までに入学手続きを完了する見込みの方。

### 3. 申請方法

募集期間内に入学予定の養成施設等を通じて、本会へお申込みください。

### 4. 貸付額(上限額)

授業料等の資金	月額 5万円以内
入学準備金(初回限り)	20万円以内
就職準備金(最終回限り)	20万円以内
国家試験受験対策費用(介護福祉士のみ)	4万円以内
生活費加算(生活保護受給世帯や非課税世帯等の場合に限る。)	約4万円程度

### 5. 貸付期間

養成施設に在学する正規の修学期間

### 6. 貸付利子

修学期間中又は福祉施設等で介護福祉士又は社会福祉士として就労期間中は全額無利子。ただし、返還が開始され、定められた日までに返還されない場合は、返還すべき額につき年3パーセントの延滞利子を返還金と合わせて納入していただきます。

### 7. 貸付金の返還

- (1) 停学や退学、卒業後、福島県内の福祉施設等に就職できない場合及び資格取得ができなかった場合は、定められた期日までに「一括返還」となります。
- (2) 要件に合致した場合のみ最長5年以内(貸付額により決定)の月賦により返還いただきます。ただし、以下の要件を満たす方については免除となります。

◎福島県内において介護福祉士、又は社会福祉士として定められた介護・相談援助等の業務に5年間以上従事した場合